第四十八条の十三第三項各号中「第六項又は第八項」を「第八項又は第十項」に、「同条第六項」を「同条第八項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改める。

第四十八条の十四の五第一号中「決定」を「命令」に改め、同条第三号中「前号」を「第二号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　法第三百二十一条の八第五十六項の法人の債務について、円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律第二十八条第一項又は第二十九条の規定により同法第三条第一項に規定する権利変更決議の効力が生じたこと（前号に掲げるものを除く。）。

第五十二条の十八及び第五十二条の十九を削り、第五十二条の十九の二を第五十二条の十八とし、第五十二条の二十を削る。

第五十二条の二十一中「第四百四十八条第三項」を「第四百四十六条第三項」に改め、同条を第五十二条の十九とする。

第五十二条の二十一の二から第五十二条の二十三までを削る。

第五十六条の八十八の二第一項中「六十六万円」を「六十七万円」に改め、同条に次の一項を加える。

4　法第七百三条の四第三十七項に規定する政令で定める金額は、三万円とする。

第五十六条の八十九第一項中「五十六万円」を「五十七万円」に、「三十万五千円」を「三十一万円」に改め、同条第二項第一号中「及び世帯別平等割額」を「及び十八歳以上被保険者均等割額並びに世帯別平等割額」に、「）に」を「及び十八歳以上被保険者均等割額）に」に改め、同項第二号中「被保険者均等割額」の下に「及び十八歳以上被保険者均等割額」を加え、同号ロ中「三十万五千円」を「三十一万円」に改め、同号ハ中「五十六万円」を「五十七万円」に改め、同項第三号及び第四号中「被保険者均等割額」の下に「及び十八歳以上被保険者均等割額」を加え、同条第四項第一号中「）及び」を「）並びに」に改め、「被保険者均等割額」の下に「及び十八歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第二号中「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び十八歳以上被保険者均等割額」に改め、同条に次の一項を加える。

5　法第七百三条の五第四項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　減額は、被保険者均等割額（納税義務者の世帯に属する十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である国民健康保険の被保険者につき法第七百三条の四第三十三項の規定に基づき算定した被保険者均等割額（前三項に規定する基準に従い当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。次号において同じ。）について行うこと。

二　減額する額として条例で定める額は、当該市町村の当該年度分の国民健康保険税に係る当該被保険者均等割額を基準として定めた額とすること。

第五十七条の五の二第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　法第七百四十七条の六第四項に規定する政令で定める地方税は、次に掲げるものとする。

一　個人の道府県民税（法第四十一条第一項の規定によりその例によることとされる法第三百二十八条の四の規定により特別徴収の方法により徴収するものに限る。）及び市町村民税（法第三百二十八条の四の規定により特別徴収の方法により徴収するものに限る。）

二　法人の道府県民税

三　利子等に係る道府県民税

四　特定配当等に係る道府県民税

五　特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税

六　法人の事業税

七　法人の市町村民税

八　事業所税

5　法第七百四十七条の六第四項に規定する政令で定める日は、法第十一条の四第一項に規定する法定納期限の翌日（同日が民法第百四十二条に規定する休日又は第六条の十八第二項に規定する日に該当するときは、これらの日の翌日。以下この項において同じ。）とする。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその法定納期限の翌日までに納付し、又は納入することができないと地方団体の長が認めるときは、その承認する日とする。

第六十一条中「第九条第十二項」を「第九条第十一項」に、「第十二条の二の七の二から第十二条の二の九まで、第十二条の二の十一、第十二条の二の十二」を「第十二条の二の八」に、「第二十九条の十八」を「第二十九条の八」に改める。

附則第四条第二項中「附則第三十四条の二第四項」を「附則第三十四条の二第五項」に改め、同条第六項中「並びに附則第十八条の七及び第十八条の七の二」を「及び附則第十八条の六の四から第十八条の七の二まで」に改め、同条第十二項中「、第三十五条の二の二第一項」の下に「、第三十五条の三の六第一項」を、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」の下に「、法附則第三十五条の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」を加え、同条第二十一項中「、第三十五条の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」を加える。

附則第四条の二第二項中「附則第三十四条の二第四項」を「附則第三十四条の二第五項」に改め、同条第十一項中「、第三十五条の二の二第一項」の下に「、第三十五条の三の六第一項」を、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」の下に「、法附則第三十五条の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」を加え、同条第二十項中「、第三十五条の二の二第五項」の下に「、第三十五条の三の六第四項」を、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」の下に「、法附則第三十五条の三の六第四項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」を加える。

附則第五条の二の四第一項から第四項までの規定中「同条第十八項」を「同法第四十二条の四の二第二項又は第四十二条の五第三項第二号」に改め、同条第七項中「第四十二条の十二の五第二項」を「第四十二条の十二の五第三項」に改め、「中小企業者等」の下に「（次項において「中小企業者等」という。）」を加え、「第四十二条の四第十八項」を「第四十二条の四の二第二項」に、「同条第八項第六号ロ」を「同法第四十二条の四第八項第六号ロ」に改め、同条に次の一項を加える。

8　当分の間、中小企業者等の各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税にあつては、当該事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の五第三項第二号において準用する同法第四十二条の四第八項第六号ロ又は第七号の規定により加算された金額がある場合における第八条の十三、第八条の十六の六、第八条の十七、第八条の十九の三、第八条の二十第一項及び第八条の二十三並びに第四十八条の十一の二、第四十八条の十一の十、第四十八条の十一の十三、第四十八条の十一の十八、第四十八条の十一の二十二第一項及び第四十八条の十一の二十五の規定の適用については、第八条の十三、第八条の十六の六、第八条の十七、第八条の十九の三、第八条の二十第一項及び第八条の二十三中「第四十二条の十四第一項」とあるのは「第四十二条の五第三項第二号において準用する同法第四十二条の十四第一項」と、「又は第六十三条第一項」とあるのは「若しくは第六十三条第一項」と、第四十八条の十一の二中「第八条の十三」とあるのは「附則第五条の二の四第八項の規定により読み替えて適用される第八条の十三」と、第四十八条の十一の十三中「第八条の十七」とあるのは「附則第五条の二の四第八項の規定により読み替えて適用される第八条の十七」と、第四十八条の十一の十八中「第八条の十九の三」とあるのは「附則第五条の二の四第八項の規定により読み替えて適用される第八条の十九の三」と、第四十八条の十一の二十二第一項中「第八条の二十第一項」とあるのは「附則第五条の二の四第八項の規定により読み替えて適用される第八条の二十第一項」と、第四十八条の十一の二十五中「第八条の二十三」とあるのは「附則第五条の二の四第八項の規定により読み替えて適用される第八条の二十三」とする。